

岩手県立大学

# 令和3年度前期授業料減免・給付奨学金の 申し込みと継続申請方法について

新2～4年生(4年制学部、短大、大学院生、留学生)用資料



この資料は、岩手県立大学の令和3年度授業料減免・給付奨学金の申し込みと継続申請について記載しています。

以下のいずれかに該当する方は、この資料に沿って申請を行ってください。

(令和2年度で卒業する方は除きます。)

なお、令和3年度に新たに入学する方には別途ご案内します。

**令和3年度前期に授業料減免を受けることを希望する  
新2～4年生(4年制学部、短大、大学院生、留学生)  
の方は、手続きが必要です**

# 授業料減免（給付奨学金）手続き早見表

自身が①～④のどれに該当するか確認し、該当ページに記載している手続きを行ってください。

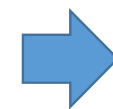
①現在、日本学生支援機構の給付奨学金【第Ⅰ区分】を受けている方



4ページの

**A**の手続きを行います

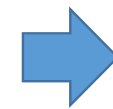
②現在、日本学生支援機構の給付奨学金【第Ⅱ区分】若しくは【第Ⅲ区分】を受けている方



5ページの

**B**の手続きを行います

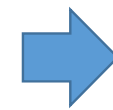
③現在、日本学生支援機構の給付奨学金は受けておらず、令和3年度前期に授業料減免と給付奨学金の両方の申請を希望する方



6ページの

**C**の手続きを行います

④現在、日本学生支援機構の給付奨学金は受けておらず、令和3年度前期に授業料減免のみの申請を希望する方（給付奨学金は希望しない）  
（★大学院生及び留学生は全員こちらです。）



7ページの

**D**の手続きを行います

# A の人の手続き

①現在、日本学生支援機構の給付奨学金【第 I 区分】を受けている方

- 大学等における修学支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(様式第7号)に必要事項を記入し、【令和3年4月20日(火)まで】に学生センターへ提出してください。



## Bの人の手続き

②現在、日本学生支援機構の給付奨学金【第Ⅱ区分】若しくは【第Ⅲ区分】を受けている方

- 大学等における修学支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(様式第7号)に必要事項を記入し、学生センターへ提出してください。
- 「授業料減免等申請書(様式第1号)」及び「家庭状況調査書(様式第2号)」を記入し、学生センターに提出してください。  
(東日本大震災で家屋の大規模半壊以上の被害を受けた方は、東日本大震災用の「授業料等減免申請書」、「家庭状況調査書」を記入し、学生センターに提出してください。)

**※Bに該当する方(=令和2年度後期に【第Ⅱ区分】又は【第Ⅲ区分】の支援を受けている方)は、令和3年度の申請手続きでは、所得・課税証明書や確定申告書の写し、源泉徴収票の写しの添付は不要です。上記の書類のみ記入・提出ください。**

- 上記の各書類の学生センターへの提出期限は【令和3年4月20日(火)】までです。

## Cの人の手続き

③現在、日本学生支援機構の給付奨学金は受けておらず、令和3年度前期に授業料減免と給付奨学金の両方の申請を希望する方

- 大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(様式第6号)に必要事項を記入し、学生センターへ提出してください。
- 「令和3年度 前期 授業料減免申請要領(減免・納付期限変更・分割納付)」4ページからの「第2章 岩手県立大学が独自に実施する授業料減免」をよく読んで、5ページの「3 提出書類」に記載されている書類を揃え、学生センターに提出してください。  
(東日本大震災で家屋の大規模半壊以上の被害を受けた方は、「令和3年度 前期 授業料減免申請要領(減免・納付期限変更・分割納付)」の8ページからの「第3章 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料等減免」をよく読んで、9ページの「4 提出書類」に記載されている書類を揃え、学生センターへ提出してください。)
- 大学等への修学支援の措置に関する学修計画書、給付奨学金確認書に記入し、また、記入済みのスカラネット入力下書き用紙のコピーを学生センターへ提出してください。**給付奨学金確認書の記入用紙は学生センターでお渡しします。**(学修計画書の様式は大学ホームページにも掲載します。)
- 上記の各書類の学生センターへの提出期限は【令和3年4月20日(火)】までです。その後、すぐに給付奨学金の申請手続きを行っていただきます。

## Dの人の手続き

④現在、日本学生支援機構の給付奨学金は受けておらず、令和3年度前期に授業料減免のみの申請を希望する方(給付奨学金は希望しない)  
(★大学院生及び留学生)

●「令和3年度 前期 授業料減免申請要領(減免・納付期限変更・分割納付)」4ページからの「第2章 岩手県立大学が独自に実施する授業料減免」をよく読んで、5ページの「3 提出書類」に記載されている書類を揃え、学生センターに提出してください。

(東日本大震災で家屋の大規模半壊以上の被害を受けた方は、「令和3年度 前期 授業料減免申請要領(減免・納付期限変更・分割納付)」の8ページからの「第3章 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料等減免」をよく読んで、9ページの「4 提出書類」に記載されている書類を揃え、学生センターへ提出してください。)

● 上記の各書類の学生センターへの提出期限は【令和3年4月20日(火)】までです。

# 申請書類の入手方法

- 申請に必要な書類は、[大学のホームページ](#)にファイルが掲載されていますので、各自印刷してください。
- 印刷が難しい場合には、学生センターでもお配りしています。